

平成22年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(中小企業・雇用対策関係)

平成21年7月14日

全 国 知 事 会

1 中小企業の振興について

1 中小企業の経営基盤の強化

極めて厳しい状況にある中小企業を巡る金融情勢を踏まえ、中小企業の経営の安定を図るため、中小企業金融対策を一層拡充すること。

また、信用保証協会の経営に支障を来さないよう必要な支援措置を講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 中小企業が社会情勢の変化に的確に対応し、安定した経営を行えるよう、引き続き不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金供給を推進するとともに、金融制度の弾力的な運用や資金供給手法の多様化等支援策を拡充強化すること。
- (2) 政府系金融機関においても、引き続き中小企業が利用しやすい融資制度の充実を図るとともに、中小企業に対して、より円滑な資金供給を行うこと。
- (3) 緊急保証制度を円滑に運用するとともに、今後の経済情勢の推移を踏まえ、指定業種の拡大や制度の平成22年度以降の継続など、中小企業の円滑な資金調達に万全の措置を講じること。

また、中小企業の厳しい経営環境や経済状況を踏まえ、積極的に中小企業向け融資を行うよう、金融機関に対して強力に要請すること。

さらに、中小企業に対する円滑な資金供給に支障が生じないよう、信用保証協会に対する支援を拡充強化すること。

なお、(株)日本政策金融公庫の保険料率の引き上げを行うことについては、信用保証協会の経営や中小企業者の資金調達に影響を及ぼすことのないよう、慎重に対応すること。

2 中小企業の活性化

極めて厳しい経営環境にある中小企業の現況を踏まえ、地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、人材の育成を始めとする各種支援策を推進するとともに、経営革新や新規創業事業への支援を強化すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 国が行う中小企業の経営支援事業を実施するに当たっては、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮すること。
- (2) 中小企業の経営革新、知的財産の活用、ベンチャー企業等の創業・創造的活動、販路開拓等に対する支援を拡充すること。
- (3) 中小企業におけるIT化を促進するため、ITセミナー、研修等を充実し、人材の早期育成を図るとともに、IT専門家の派遣や情報機器導入に係るIT貸付、リース事業等の支援策を拡充すること。
- (4) まちづくり三法を踏まえ、コンパクトで賑わいのあるまちづくりと一体的に行われる商業振興策に取り組む商店街等に対する支援を拡充するとともに、これまで各地域の実状に応じて行われてきた活性化への取組が引き続き円滑に実施できるよう十分配慮すること。

2 雇用対策の推進について

極めて厳しい雇用情勢に対応した機動的かつ効果的な雇用の確保対策や離職者対策を一層強力に推進するとともに、地方の主体性を生かした実効ある雇用創出等につながる支援策を積極的に推進すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」について、より柔軟かつ多様な対応ができるよう、人件費割合、新規雇用割合、雇用期間及び更新等の要件の更なる見直しを図ること。
- (2) 若年者、女性、中高年齢者及び障害者等の雇用・就業機会の確保・拡大や再就職・起業支援など適切な能力開発・就業支援の充実強化を図ること。特に若年者の社会的自立促進のためのジョブカフェ関連事業や障害者自立支援法及び障害者雇用促進法に基づく障害者の就労支援については、十分配慮すること。また、雇用状況が改善していない地域においては、離職者訓練の充実・強化など支援策を講じること。
- (3) ハローワークと地方公共団体との連携強化や情報共有を始め、求人と求職のミスマッチを解消するための一段の取組を行うほか、地方公共団体や民間企業が取り組む雇用対策情報を常時掲載するなど、雇用対策情報の更なるネットワーク化に早期に努めること。
- (4) 新エネルギーの開発と導入促進、技術革新による新市場の創造、新型情報インフラの整備など、潜在成長力を高める政策に重点的な投資を行い、選択と集中により効果的な雇用創出に取り組むこと。
- (5) 雇用保険法については、適用基準や受給資格要件の緩和、給付日数の延長等の制度改正が行われたところであるが、雇用保険の適用基準などの更なる拡大や受給満了者等の生活・就労支援策を拡充すること。
- (6) 正規労働者と非正規労働者との均衡ある処遇に向けた法的整備について、議論を先送りせず、着実に検討を進めること。